

包括的所得概念における所得税と相続税の関係

——年金二重課税事件を素材として——

稲 村 健太郎

目 次

1. はじめに
2. 年金二重課税事件と現行法における生命保険の課税
3. 包括的所得概念（純資産増加説）を基準とした場合の生命保険の課税
4. おわりに

1. はじめに

先日判決が下された年金二重課税事件の平成 22 年 7 月 6 日最高裁判所判決¹⁾は、従来の課税実務が法解釈を誤っていたことを指摘し、多額の所得税還付金を発生させることとなった²⁾。このように、この判決は実務的にも大きな影響を与えるものである一方、理論的にも重要な論点が含まれている。それは、包括的所得概念における所得税と相続税の関係である。

今日、所得税の分野においては、包括的所得概念が各国において一般的に支持されており、日本においても原則として所得は包括的に捉えられている³⁾。

また、企業会計の分野でも、純資産額によって把握される企業所有者の持分が 1 期間にいくら増殖したかによって利益を測定・表示する「包括利益の表示に関する会計基準」が平成 22 年 6 月 30 日に公表されるなど、利益を包括的に捕らえる方向に動きつつある。

本稿の目的は、純資産の増加をすべて所得に含める包括的所得概念に拠った場合の所得税と相続税の関係について、この最高裁判決を素材としてあらためて検討することにある。

本稿では、まず、年金二重課税事件の概要を述べた後、現行法における生命保険の課税がどのように行われるか確認する。そして、包括的所得概念（純資産増加説）を基準とした場合に、生命保険の課税はどのように行われるべきかということについて、現行法における生命保険の課税と比較して検討する。

2. 年金二重課税事件と現行法における生命保険の課税

従来の課税実務では、死亡保険金を一時金で受け取った場合については相続税のみが課されるが、死亡保険金を年金払いで受け取った場合については、相続によって取得したものとみなされ⁴⁾、相続税が課税され、実際に相続人が受け取った個々の年金については、所得税が課税されることとされていた。つまり、相続税と所得税両方が課税されることとされていた⁵⁾のである。ところが、後者の年金払いで受け取った場合に相続税と所得税とが課税されるのは二重課税であるとして争われたのが本件年金二重課税事件である。

本件では、Xの夫Aが生命保険会社との間で締結していた生命保険契約について発生した保険事故（Aの死亡）に基づいて、Xは、死亡保険金4000万円と、年金払保障特約年金を10年間毎年230万円の支払いを受ける権利を取得した。そこで、Xは、死亡保険金4000万円と年金総額の現在価値相当額1380万円⁶⁾の合計5380万円について相続税の課税対象として相続税申告を行い、当該金額については、所得税法9条の規定により非課税となるものとして、所得税の課税所得に含めなかった。所得税法9条は、「次に掲げる所得については所得税を課さない」と規定し、1項15号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」を掲げている。

ところが課税庁が、Xが平成14年に受け取った年金払保障特約年金230万円から必要経費⁷⁾9万2000円を控除した220万8000円を、Xの雑所得に当たるとして、その平成14年分の所得金額に加算して所得税の更正を行ったため、Xがその取消しを求めた。

一審の長崎地裁判決⁸⁾は、本件年金に係る所得に所得税を課税することは所得税法9条1項15号の規定の趣旨により許されないから、本件年金を雑所得としてXの所得に加算することは違法であるとして、本件更正処分（減額更正後のもの）のうち、総所得37万7707円を超える部分（雑所得部分）を取り消した。

二審の福岡高裁判決⁹⁾は、長崎地裁判決を取消した。その理由は、本件年金は、本件（相続税の課税対象となった）年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される、というものであり、本件年金に係る所得は所得税の対象となるという逆転判決となった。

これに対して最高裁は、これらの年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきであると、再逆転判決を下したのである。

この一連の判決で主な争点となったのは、所得税法9条1項15号の「相続により取得したものとみなされるもの（所得）」とは何かという点である。

この点については、大きく 2 つに見解が分かれている。

①基本権としての年金受給権（支分権たる個々の年金を含まない）であるとする見解
本件福岡高裁判決で採用されている考え方であり、文理解釈を重視するものである。

橋本税理士は「所得税法 9 条 1 項 15 号の規定で非課税としているのは（中略）基本権である「年金受給権」であって、個々の支分権である「年金」でないことは、法文上明らかである¹⁰⁾」とする。また、松岡税理士は「生命保険の年金型も、所得税法 9 条 1 項 15 号には含まれず、別条文で非課税としていないところから考えると、現行課税実務の考え方（所得税が課税される）のほうが整合性がとれている¹¹⁾」と述べている。

これらは、本人が年金契約者で掛け金を負担し自ら年金を受け取る場合は所得税が発生するから、年金受給権を相続した場合も同様に、個々の年金について所得税の対象となるという考え方である（受取時に所得が発生するという考え方）。

また、同じく個々の年金について所得税の対象となるが、その所得税は相続人の所得税ではなく、被相続人の所得税が繰り延べられたものであるとする説がある。立法当時の税制調査会の答申¹²⁾によると「一般に資産を相続した際相続税が課税され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であって、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題はないものとする。」こととされている。しかし、「相続税の評価において、（中略）被相続人の生存中に発生した所得に係る所得税相当分を減額する措置を講ずることについて検討するものとする」とも述べている¹³⁾。この考え方によれば、相続税の評価額の中には被相続人の生存中に発生した所得が含まれているということになる。そして、その所得には所得税が課税されるため相続財産は所得税の分だけ減少する。また、所得税の実際の課税は、個々の年金を受給する時まで繰り延べられるというものである。

②年金受給権＝個々の年金の合計であるとする説

これは、本件長崎地裁及び最高裁で採用されている考え方である。三木教授によれば「基本債権というのは、結局のところ、支分債権を束ねたものにすぎないのであるから、基本債権時点で課税するか、支分債権実現時点で課税するかを選択問題にすぎない」という。そして、「本件のような場合は、10 年間 230 万円ずつ支払われることが確定している債権であり、本来現金で一括して支払うべき保険金を年金で代物弁済しているにすぎないともいえるのである。しかも、一括して相続時に受給していれば所得税は課税されない現行法からすれば、その不合理性はなお一層明らかである¹⁴⁾」と指摘する。

また、田中教授は「相続税における課税対象と所得税における課税対象とに実質の同一性があるかどうか、（所得税法 9 条 1 項）15 号にいう二重課税に当たるかどうかを分けるこ

包括的所得概念における所得税と相続税の関係

とになる¹⁵⁾」と述べている。

また、武田教授は「年金受給権とは、(中略)いわば年金を合計した金額が基礎となっている。(中略)毎年受ける金額は、年金という名称はつけられているものの、これは一時金の分割払いによる回収額である。したがって、これは所得ではなくて、回収額である。(中略)回収額には所得税を課すべきでないことは当然である。ただ、その運用益が含まれているので、この部分については課税すべきである¹⁶⁾」と述べている。

本件最高裁判決により、所得税が非課税となる「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したもの」には個々の年金も含まれることとなり、一応の決着をみることになった¹⁷⁾。これにより、現行法の下での生命保険の課税の仕組みは次のようになった。

(1) 満期保険金(一時金による受け取りの場合)

負担者が受取人である場合の保険契約に基づく一時金は、一時所得に該当することとされており¹⁸⁾、一時所得の金額は、収入金額から必要経費¹⁹⁾(支払保険料相当額)を控除した額から特別控除50万円を差し引いた金額である²⁰⁾。この一時金を受取った後に受取人が死亡した場合は、受取った一時金(現金化されて残っているもの)に、相続税が課税される。つまり、所得税と相続税の両方が課税されることになる。

(2) 満期保険金(年金による受け取りの場合)

負担者が受取人である場合の保険契約に基づく年金収入(いわゆる本人が受け取る個人年金)は、雑所得に該当することとされており²¹⁾、所得金額は、収入金額から必要経費²²⁾(支払保険料相当額)を控除した額である。この年金を受取った後に受取人が死亡した場合は、受取った年金(現金化されて残っているもの)に、相続税が課税される。この場合も、所得税と相続税の両方が課税されることになる。

(3) 死亡保険金(相続人が保険金を一時払いで受取った場合)

次に、被相続人が保険料を負担していて、相続人が保険料を一括払いで受け取った場合はどうなるか。

この場合は、相続時にみなし相続財産としての保険金に相続税が課税される。受取った一時払いの保険金には所得税は課税されないこととされている²³⁾。つまり、相続税課税1回のみとなる。

(4) 死亡保険金(相続人が保険金を年金で受取った場合)

本件のケースのように、相続人が保険金を年金で受け取った場合には、相続税が課されることは争いが無いが、所得税が課されるかどうかが問題となる。本件最高裁判決により、所

得税は課されず、相続税課税 1 回のみとなった。

それでは、このような現行法の下での生命保険課税の仕組みは、包括的所得概念からみると、どのようなものであるか、次に検討する。

3. 包括的所得概念（純資産増加説）を基準とした場合の生命保険の課税

3-1. 所得の意義

所得税は個人の所得に対して課税されるものである。所得概念は、収入のうち財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と考える消費型（支出型）所得概念と、収入等の形で新たに取得する経済的価値（経済的利得）を所得と考える取得型（発生型）取得概念とに二分され、さらに、日本の制度において採用されている取得型（発生型）取得概念は、制限所得概念と包括的所得概念に分類される。

制限的所得概念とは、経済的利得のうち、反復的・継続的に生ずる所得のみを所得として観念し、一時的、偶発的、恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方である。イギリス及びヨーロッパ諸国の所得税制度は、伝統的にこの考え方に基づいており、ここでは、キャピタル・ゲインのような一時的・偶発的利得は、長い間課税の対象から除外されてきた²⁴⁾。

これに対するアンチテーゼが包括的所得概念である。この考え方のもとでは、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成することとなり、したがって、反復的・継続的利得のみでなく、一時的、偶発的、恩恵的利得も所得に含まれることになる。この考え方は純資産増加説とも呼ばれ、1892年にゲオルグ・シャンツによってはじめて体系化され、その後アメリカでもロバート・ヘイグやヘンリー・サイモンズによって主張された。1913年にアメリカ合衆国で採用された連邦所得税制度は、基本的にはこの考え方を採用するものであって、ここでは、イギリスおよびヨーロッパ諸国の制度と異なり、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、全ての所得を課税の対象とすることとされた²⁵⁾。

現在日本においても所得の範囲は包括的に構成されている。日本の所得税法は、譲渡所得・山林所得・一時所得等の所得類型を設けて一時的・偶発的利得を一般的に課税の対象とする一方、雑所得という類型を設けて、利子所得ないし一時所得に含まれない所得をすべて雑所得として課税の対象とする趣旨を示すものである²⁶⁾。具体的には、①所得はいかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象となる²⁷⁾。②現金の形をとった利得のみでなく、現物給付・債務免除等の経済的利益も課税の対象となる²⁸⁾。③合法的利得のみでなく、不法な利得も課税の対象になる²⁹⁾。

サイモンズは所得を、(1)「消費の権利行使の市場価値」と、(2)「期首と期末の間の貯蔵財産権価値の変化」の代数和である³⁰⁾、と定義している。このように、基本的に所得とは消費＋純資産の増加としてとらえることができるため、本件年金についても純資産を増加さ

包括的所得概念における所得税と相続税の関係

せるものであるから所得に含まれる。一方、所得税法9条の規定によれば、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」は非課税とされている。それはなぜかということについて、相続税の課税根拠を検討することにより、明らかにしたい。

3-2. 相続税の課税根拠

相続税は、個人の相続に際して課税されるものである。このとき、相続財産そのものに対して課税するか、それとも人が相続によって取得した財産に対して課税するかにより、大きく2つの課税方式に分かれる。前者は遺産税方式であり、英米系の国々で採用されている。後者は遺産取得税方式であり、ヨーロッパ大陸諸国で採用されている。このタイプの相続税は、実質的には所得税の補完税である³¹⁾。日本における相続税は、明治38年の創設以来遺産税の体系を用いてきたが、シャープ勧告により、遺産取得税方式とされた。その根拠としては担税力に即した課税が行えることがあげられている³²⁾。また、その後の改正により、現在では遺産取得税方式を原則としつつ、税額の合計額が、相続人が法定相続分で相続したと仮定した場合の税額の合計額と等しくなる法定相続分課税方式を採用している。

また、相続税はその課税根拠について、資産分配説・応益説・所得税の補完説などの考え方が存在する。

資産分配説とは、富の集中を排除し、再分配を促進することに相続税の課税根拠を見出すものである。

応益説とは、老後扶養の社会化による公的な社会保障（公的年金等）の受給の対価として相続税をとらえるものである。

所得税の補完説は、①生前の課税漏れに対する精算を相続税の課税根拠とするものと、②相続による財産取得も所得の一類型としてとらえるものがある。

所得税の補完説のうち、生前の課税漏れに対する精算を相続税の課税根拠とする説は、遺産税方式に相応する。すなわち、未実現の利得や帰属所得に対する課税のように執行が困難であるがゆえに課税対象から除外されているものがあったり、あるいは様々な政策的減免措置を利用した節税や、不自然な経済取引を行うことによる租税回避、所得の隠蔽等により生じた課税の脱漏を、被相続人に対する所得課税の代替措置として、その蓄積した財に相続税（遺産税）を課すのである³³⁾。

これに対して、相続による財産取得も所得税の一類型としてとらえる説は、遺産取得税方式に相応する。すなわち、包括的所得概念の下では、一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成すると解されるから、相続人の取得した遺産という経済的利得も同様に所得税の課税対象となる。ただし、遺産による経済的利得は、通常の変換・継続的な金銭による所得と異なり、一時に高額の所得が、流動性が低い財産というかたちで取得されるものであるから、その特性に合った固有の控除や税率に

より所得税を課税する必要があるため、相続税という種類の租税を設ける必要があるということになる³⁴⁾。

ここで、遺産取得課税方式から導かれる所得税の補完説によれば、相続税の課税対象は、所得税と同じ「所得」であるということになる。つまり、相続により取得するものとは「所得」であるといえる。何が所得であるかについては、その形式（金銭かそれ以外の経済価値か）および源泉の如何、継続性・反復性の有無等を問わず、納税義務者に新たに帰属し、その担税力を増加させるすべての経済価値が原則として所得を構成すると解するのが、わが国所得税法の正しい解釈であり、また公平負担の要請に応ずるゆえんである³⁵⁾。

この考え方によれば、所得税の課税対象に相続による財産取得も含めることもできるが、現行の日本の所得税法は、相続による財産取得を非課税としている。これは、同じ所得に対して課税する所得税と相続税の間での二重課税を防ぐためであると考えられる。

それでは、この包括的所得概念による所得の考え方を基準とした場合、生命保険の課税はどのように行われるべきか、次に検討する。

3-3. 包括的所得概念（純資産増加説）による課税

上記現行所得税法及び相続税法によれば（1）～（4）の取り扱いとなるが、仮に純粹な包括的所得概念（純資産増加説）による課税がなされたとすれば次のようになるだろう。

①満期保険金の場合

この場合は、まず、収入した保険金と払込金額の差額、つまり運用益部分が純資産増加額として所得税が課税される。

その後、受取人が死亡した場合には、相続人が取得した相続財産を所得として、所得税の補完税としての相続税が課税される。つまり、所得税と相続税の両方が課税される。

②死亡保険金の場合

この場合は、まず、被相続人が死亡した時点で保険金受給権が実現したととらえるか、未実現であるかととらえるかに係らず、被相続人の保険金運用益部分に所得税が課税されることになるだろう。これは包括的所得概念によれば、未実現の利得も所得を構成すると考えるためである。

また、保険金受給権を所得として、所得税の補完税としての相続税が課税される。これは、保険金を一時払いで受け取っても年金払いで受け取っても同じである。なぜなら、純資産増加説においては、どちらの場合でも、純資産が増加することには変わりはないからである。

このように、包括的所得概念に拠れば、死亡保険金の場合も、所得税と相続税の両方が課税されることになる。結果として、前述した立法当時の税制調査会の答申が包括的所得概念

表 1

	現行法	包括的所得概念
満期保険金（一時払い）	所得税・相続税課税	所得税・相続税課税
満期保険金（年金払い）	所得税・相続税課税	所得税・相続税課税
死亡保険金（一時払い）	相続税のみ課税	所得税・相続税課税
死亡保険金（年金払い）	相続税のみ課税	所得税・相続税課税

※表中の包括的所得概念における所得税は、被相続人の生存中の保険運用益に係るものである。

の考え方に最も近いものであるといえるだろう。

現行法の下での生命保険の課税と、包括的所得概念を基準とした場合の生命保険の課税を表にしたものが表 1 である。2つを比較すると、現行法は死亡保険金について、包括的所得概念によれば所得とすべき被相続人の生存中の生命保険の運用益部分の所得課税を行っていないことが明らかになる³⁶⁾。

4. おわりに

本稿では、年金二重課税事件を素材として、所得税と相続税の関係について検討した。

包括的所得概念によれば、消費額と純資産の増加額の合計が所得金額となる。そして相続は純資産を増加させる原因となるので、所得に含まれる。つまり、相続も所得税の課税対象となりうる。

しかし、現行の日本の所得税法においては、相続による財産の取得を所得税の対象から除外している。その代わりに、相続税という別個の税を課することとしているのである。

また、現行の所得税法は、原則として未実現の利得には課税しないこととしているため、相続時に未実現の運用益について所得課税が行われない。このため、死亡保険金について、包括的所得概念によればまず被相続人に運用益部分の所得が発生しその後相続人に相続による所得が発生するという順番が、逆転してしまっている。

これにより、包括的所得概念によれば本来所得として課税されるべき被相続人の生存中の運用益について、所得税法 9 条 1 項 15 号の「相続により取得したもの」に含まれ、課税されないこととなっているのである。

この点について、相続における他の未実現の利得、たとえば土地や建物の値上がり益部分は、譲渡したときに認識されるため課税の繰り延べに過ぎないが、死亡保険金の場合は永久に認識されることがないため、課税の免除となる。

このように、死亡保険金に対する所得税の課税の仕組みは、満期保険金や他の未実現の利得との公平の観点から問題があるものと思われるが、遺族に遺す保険金に所得税と相続税を両方課税することへの心情的配慮として許容されているのかもしれない。

注

- 1) 最一小判平成 22 年 7 月 6 日 (平成 20 年 (行ヒ) 第 16 号) 判例時報 2079 号 20 頁
- 2) 財務省は、時効にかかっていない還付の対象は 6 万～9 万件、還付金の総額は 60 億～90 億円に達するとみている (日本経済新聞 2010 年 10 月 16 日)。
- 3) 未実現の利得が課税対象から除外されているのは、本質的に所得でないからではなく、立法政策の問題である (金子宏『租税法 15 版』(2010) 171 頁)。
- 4) 相続税法 3 条 1 項 1 号
- 5) 高倉明ほか『所得税基本通達逐条解説』(2004) 76 頁
- 6) 旧相続税法 24 条による評価額
- 7) 所得税法施行令 183 条 1 項 2 号
その年に支払を受ける当該年金の額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。
イ. 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
(1) その支払開始の日において支払総額が確定している年金 当該支払総額
(2) その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 第八十二条の三第二項 (確定給付企業年金の額から控除する金額) の規定に準じて計算した支払総額の見込額
ロ. 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額
- 8) 長崎地判平成 18 年 11 月 7 日 (平成 17 年 (行ウ) 第 6 号) 訟務月報 54 卷 9 号 2110 頁
- 9) 福岡高判平成 19 年 10 月 25 日 (平成 18 年 (行コ) 第 38 号) 訟務月報 54 卷 9 号 2090 頁
- 10) 橋本守次「判批」税務弘報 55 卷 5 号 (2007) 172 頁
- 11) 松岡章夫「相続税と所得税の二重課税についての考察」税理 50 卷 4 号 (2007) 119 頁
- 12) 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」(1963) 87 頁
- 13) 品川芳宣「判批」税研 2007 年 3 月 132 号 92 頁、三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」立命館法学 2006 年 309 号 1 頁。ただし、三木教授は「本件年金は受取人が相続人に指定されているので、相続人の固有財産になり、相続による譲渡を擬制することができないので、被相続人の所得課税の繰り延べとして合理化することはできない」と述べている。
- 14) 三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」立命館法学 309 号 (2006) 7 頁
- 15) 田中治「生命保険金の受給をめぐる裁判例」税務事例研究 101 号 (2008) 42 頁
- 16) 武田昌輔「年金受給権に対する相続税の課税と年金に対する所得税の課税」税研 23 卷 134 号 (2007) 49 頁
- 17) 所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されている。この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものである。この源泉徴収制度により徴収された所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっている。生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収については、所得税法 207 条に規定がある。ここで、本件最高裁は、所得税が非課税となる年金の支払

包括的所得概念における所得税と相続税の関係

いについても源泉徴収されると判示している。この点について、非課税とはそもそも所得税の徴収を予定していないのであるから矛盾しているとも考えられるが、本稿では実体法の検討のみ行うこととし、手続法については別の機会に論じることとしたい。

- 18) 所得税法 34 条
- 19) 所得税法施行令 183 条 2 項
- 20) このとき支払保険料は、支払時に生命保険料控除を受けることができ、受取時に必要経費として控除されるので、二重控除を受けていることになる。年金による受け取りの場合も同様である。
- 21) 所得税法 35 条
- 22) 所得税法施行令 183 条 1 項 2 号
- 23) 所得税法基本通達 9 - 18 死亡を年金給付事由とする令第 183 条第 3 項《生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》に規定する生命保険契約等の給付事由が発生した場合で当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金はその死亡をした者によって負担されたものであるときにおいて、当該生命保険契約等に基づく年金の受給資格者が当該年金の受給開始日以前に年金給付の総額に代えて一時金の支払を受けたときは、当該一時金については課税しないものとする。
- 24) 金子・前掲注 3, 169 頁
- 25) 金子・前掲注 3, 170 頁
- 26) 所得税法 2 条 1 項 21 号
- 27) 神戸地判昭和 59 年 3 月 21 日『訟務月報』30 卷 8 号 1485 頁
- 28) 所得税法 36 条 1 項, 2 項
- 29) 現行所得税法では所得を収入という形態でとらえていることから、帰属所得と未実現の所得については所得税法上の所得とはなっていない(金子・前掲注 3, 164 頁, 所得税法 26 条 2 項, 27 条 2 項など)
- 30) Simons, H.C. (1938), *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press. P.50.
- 31) 金子・前掲注 3, 488 頁
- 32) *Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission* (1949) Chapter 8, Section A,
- 33) 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」『資産課税の理論と課題』(税務経理協会, 1995) 175 頁
- 34) 岩崎・前掲注 28, 176 頁
- 35) 金子宏『所得概念の研究』(1995) 50 頁
- 36) ここで、包括所得概念における「資産の純増」の定義に関し、「生まれた時から資産あり」と考えると、相続財産には課税されない。(野口悠紀雄「相続税の理論的基礎」『資産課税の理論と課題』(税務経理協会, 1995) 155 頁)

参 考 文 献

- Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission* (1949)
Simons, H.C. (1938), *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press.
W.J. Shultz, (1947), *The Estate Duty vs the Inheritance Tax*, H.M. Groves ed.,
金子宏『租税法』(弘文堂, 第 15 版, 2010)
金子宏『所得概念の研究』(有斐閣, 1995)
金子宏編『所得課税の研究』(有斐閣, 1991)

- 高倉明ほか『所得税基本通達逐条解説』（大蔵財務協会，2004）
- 水野忠恒『租税法』（有斐閣，第3版，2007）
- 我妻栄他『債権法』（勁草書房，第2版，2005）
- 阿部泰久他「租税争訟の課題と展望」『税理』50巻13号（2007）
- 岩崎政明「相続税を巡る諸問題」『資産課税の理論と課題』（税務経理協会，1995）
- 酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税の課税対象」『月刊税務事例』39巻7号（2007）
- 品川芳宣「判批」『税研』132号（2007）
- 澁谷雅弘「生命保険に関する税制」『日税研論集』41号（1999）
- 武田昌輔「年金受給権に対する相続税の課税と年金に対する所得税の課税」『税研』23巻134号（2007）
- 田中治「生命保険金の受給をめぐる裁判例」『税務事例研究』101号（2008）
- 中里実「租税法における経済学的思考」『行政法と租税法の課題と展望』（成文堂，2000）
- 野口悠紀雄「相続税の理論的基礎」『資産課税の理論と課題』（税務経理協会，1995）
- 橋本守次「判批」『税務弘報』55巻5号（2007）
- 堀口和哉「判批」『月刊税務事例』39巻8号（2007）
- 松岡章夫「相続税と所得税の二重課税についての考察」『税理』50巻4号（2007）
- 三木義一「判批」『税理』50巻2号（2007）
- 三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」『立命館法学』309号（2006）
- 水野忠恒「生命保険税制の理論的問題（上）（下）」『ジュリスト』753号（1981），757号（1982）
- 森利彦「判批」『TKC 税研情報』8月号（2007）
- 国税庁「源泉徴収のあらまし」（2007）
- 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」（1963）

—— 2010年11月6日受領 ——